

## 第4回 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会

### 資 料

|     |                                 |      |
|-----|---------------------------------|------|
| 資料1 | 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱……………  | P 3  |
| 資料2 | 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会の公開に関する要領… | P 5  |
| 資料3 | 懇談会の検討経過及び主な御意見……………            | P 9  |
|     | ○ 懇談会の検討経過                      |      |
|     | ○ 懇談会における主な御意見                  |      |
| 資料4 | 保存・活用の方向性と今後の対応（案）……………         | P 15 |
|     | ○ 保存・活用の方向性                     |      |
|     | ○ 今後の対応（案）と想定プロセス               |      |
| 資料5 | 基本構想（案）骨子……………                  | P 19 |
| 資料6 | 蹴上エリアの回遊性向上の取組について……………         | P 21 |
| 資料7 | 琵琶湖疏水の歴史について……………               | P 25 |



## 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱

### (目的)

第 1 条 琵琶湖疏水の関連施設である「旧御所水道ポンプ室」の保存・活用の方法の検討に向けて、外部有識者等から、専門的な見地からの意見や助言を受けるため、旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る事項
- (2) 旧御所水道ポンプ室の耐震補強を含む改修等に係る事項

### (組織)

第 3 条 懇談会は、委員 7 名をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、懇談会を設置した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 懇談会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 懇談会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの懇談会は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、上下水道局水道部管理課及び総務部経営企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から実施する。

## 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会（以下「懇談会」という。）

の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(懇談会の公開)

第2条 懇談会は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、懇談会を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、懇談会の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 懇談会の公開は、懇談会の傍聴を希望する者に、当該懇談会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 懇談会を公開するときは、傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、懇談会の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇談会を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他懇談会の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 懇談会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 懇談会の場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 懇談会の場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、懇談会の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、懇談会を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 懇談会の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び懇談会の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は懇談会の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1) 懇談会を公開しなかったとき。
  - (2) 議事録又は懇談会の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、懇談会において定めた2人の出席委員が署名するものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から実施する。





## 懇談会の検討経過及び主な御意見

### 1. 懇談会の検討経過

#### (1) 第1回懇談会(平成 29 年 10 月 31 日)

##### ① 議題・説明事項

###### ○議題

- ・ 旧御所水道ポンプ室について
- ・ 旧御所水道ポンプ室の耐震診断結果について
- ・ 琵琶湖疏水通船復活事業について
- ・ 立地ポテンシャルについて

###### ○主な説明事項

- ・ 懇談会の開始前に委員による旧御所水道ポンプ室の現地見学を行い、懇談会では事務局より施設の概要、琵琶湖疏水通船事業の取組状況等を説明。
- ・ 耐震診断結果として、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊する危険性が高く、耐震補強の検討が必要」であることを報告。

##### ② 検討課題に係る御意見

○旧御所水道ポンプ室の価値付け・評価が必要。

○岡崎エリア・蹴上エリア等, 周辺エリアの活用も念頭に入れながら議論を進めるべき。

#### (2) 第2回懇談会(平成 29 年 12 月 25 日)

##### ① 議題・説明事項

###### ○議題

- ・ 旧御所水道ポンプ室の文化財的価値について
- ・ 旧御所水道ポンプ室のポンプ室の立地状況を踏まえた活用の方向性について

###### ○主な説明事項

- ・ 旧御所水道ポンプ室については文化財指定を目指すに値するとの認識を説明。その上で、文化財的価値を建造物の各部位ごとに保存・改修の方向性をお示しし、耐震性を確保するため地下室の取り扱いについて技術的な検討が必要と報告。
- ・ 旧御所水道ポンプ室周辺の水道関連施設に係る工事予定を示し、10年間を目途に周辺を魅力的な空間に整備することが必要との認識を説明。
- ・ 活用に向けた基本的な考え方を提示し、保存のための改修方法に大きく影響する建物内部を活用する場合の、想定される活用方策について説明。

## ② 検討課題に係る御意見

- 旧御所水道ポンプ室の「ポンプ室」としての記憶を残すため、地下室については耐震性を確保するための技術的な可能性を複数のパターンとして示し、比較検討することが必要。
- 活用方策として、飲食機能、展示機能、周辺の資源との一体的に捉えた活用等の具体的な方策に対して、活用にあたっての具体的な課題（通船事業のための休憩所の設置、トイレの設置・拡充等）について御意見あり。

## (3)第3回懇談会(平成 30 年 2 月 28 日)

### ① 議題・説明事項

#### ○議題

- ・ 文化財としての取扱いについて
- ・ 活用の具体的検討について

#### ○主な説明事項

- ・ 旧御所水道ポンプ室は重要文化財の指定を目指すとの方向性を示し、耐震性確保のための想定される改修プラン（案）を提示。地下室については技術的・費用的な課題を踏まえた上で、考えうるパターンの比較検討を説明。
- ・ 建造物の主に傷んでいる各部位に対する補修・修繕等の改修プラン（案）を提示。
- ・ 改修プラン（案）を前提として、活用にあたっての技術的な実現可能性や課題を把握するための具体的な活用プラン（案）を作成し、活用に向けての課題を説明。

## ② 検討課題に係る御意見

- 重要文化財への指定を目指すことを前提として、これからの作業を進めるべき。重要文化財とするためには、取扱いに関する丁寧な議論を行う必要がある。
- 今後の文化財への登録、指定、建造物の改修等、プロセス自体も議論すべき。文化財への登録や指定のスケジュールと、改修・活用のスケジュールの整合を確認すべき。

## 2. 懇談会における主な御意見

### (1)旧御所水道ポンプ室の文化財的価値について

- ・ 横綱級の建築。京都の煉瓦造建物の中でもデザインの美しく、技術的に優れており、京都の歴史の中で非常に京都らしい都市施設として高く評価できる。
- ・ ポンプ室だったという記憶を残すため、ポンプ設備はせめて1つ残すべき。地下室部分は歴史的価値がある重要な部分なので、極力保存すべき。
- ・ 京都市の上下水道事業は大変長く近代化の歴史の中心にあったものであり、旧御所水道ポンプ室は、京都の近代史にとって極めて重要なもの。
- ・ 京都の近代の天皇家との関わりを研究する上でも重要なヒントとなるもの。
- ・ 南禅寺水路閣・蹴上発電所などの明治の煉瓦造の建築が残っている蹴上エリア全体としての価値付けが必要。

### (2)保存・活用にあたっての考え方

#### ①「保存」に係る考え方・方向性

- ・ 重要文化財への指定は外せない。重要文化財として取扱うという前提で、これから作業を進めるべき。
- ・ 重要文化財への指定に至るまでのプロセスとして、登録文化財への登録等も検討する必要がある。
- ・ 活用を前提とした保存をすとしても、拙速な議論は慎み、慎重になるべき。時間をかけて丁寧に検討したほうが良い。
- ・ 重要文化財指定を目指すうえで、藻採場をどのように保存するかが重要である。

#### ②「活用」に係る考え方・方向性

- ・ 商業的に活性化しさえすれば良いわけではない。建物の魅力を損なうような活用は決してしない。ただし、尊重しながらもどんどん使うというような姿勢は重要。
- ・ 周辺の水道関連施設の再編等を行い、通船事業のお客様以外の市民や観光客にも近づけるよう検討するべき。
- ・ 岡崎、蹴上エリアが大きな周遊・回遊の空間となることを考えられると良い。

### (3)具体的な活用方策

#### ① 飲食機能

- ・ オープンカフェやバル等ができれば面白い。
- ・ 外観が魅力的なので、建物外観を見ながらカフェを楽しむのも良い。建物内部の活用と役割分担しながら、見え方・楽しみ方を色々と広げて考えられる。

#### ② 展示機能

- ・ 観光拠点の1つとして考え、現在の疏水記念館に来た人を旧御所水道ポンプ室まで足を運ばせて、ポンプ室や琵琶湖疏水を紹介できるようにする。
- ・ 第2疏水記念館とすれば、人が集まるかもしれない。その場で京都がどう変わっていったかというストーリーを語れると良い。

### ③ 周辺の空間との一体的な活用

- ・ 活用は、周辺の敷地一体で考えるのが現実的。周辺の水道関連施設等の整備については、10年かけて展開していく構想であり、中期的に面的にどのような機能を持たせるかを検討した方が良い。
- ・ 周辺の利用可能なスペースに付帯施設を早めに工事し、休憩所やトイレ等を設置することが考えられる。

## (4) 保存・活用にあたっての課題

### ① 文化財的価値付けに係る課題

- ・ どこに価値があり、どこを守るべきで、どこは変えてもいいか、あるいは別の価値付けをした方がいいのではないか、というような視点での調査、価値判断を知見としてきちんと備えておく必要がある。全体はもちろん建具・煉瓦・外壁・デザインの価値付けをしたうえで、どこを尊重して残していくかという話をするための前提が足りない。
- ・ なぜ残さなければならないかという点を突き詰めるべき。京都、あるいは日本の産業史・技術史において旧御所水道ポンプ室の持つ意味が大事な点。
- ・ 重要文化財にするならば、別途専門家を集めた委員会を開く等、修理、整備の手法に関する丁寧な議論を行う必要がある。
- ・ 国の文化財制度の適用の見通しが曖昧なところが問題。
- ・ 文化財的価値と耐震補強を両立させるためにどういった方法が良いかは、今後まだ丁寧に研究すべき。

### ② 耐震性に係る課題

- ・ 改修する場合もまずは価値付けを明確にしていくのが大前提。
- ・ 活用して人が中に入る場合は耐震改修が必要だが、中に入れないのであれば、「文化財を守るために耐震補強する」という議論には慎重になるべき。元々地震に耐えられない建物を、改修して耐えられるようにすることはオーセンティックな姿を失わせることになる。建物が壊れてももう一度直せば十分という考え方もある。

### ③ 改修に係る課題

- ・ 保存改修に当たっては、極めて高度な水準が要求されるため、改修工事を拙速に行うべきではない。
- ・ テンポラリーな改修を行った状態で活用をはじめ、重要文化財を目指しつつ、本格的な改修を行っていくなど、少し長いスパンで考えることも可能。
- ・ 通船事業が始まるので、手摺を復元したり、外壁を洗うようなことから始めてはどうか。価値を高める整備は同時並行でやっていけばよい。
- ・ 建具のオリジナルの部分は経年劣化で傷んでいるところがあるため、作業に優先順位をつけることが大事。

#### ④ 「活用」に係る課題

- ・ 修理・活用の手法によっては、重要文化財指定の価値が損なわれる可能性もある。その中で、今後の改修案や活用を考えなければならない。
- ・ 年間を通して観光客にどのように利用してもらうか考える必要がある。商業空間や集客を図る空間とすることはなかなか難しい。
- ・ 飲食施設を設ける場合や行楽シーズンへの対応として、トイレの設置・拡充や休憩場所を設置する必要がある。
- ・ 自動車は入りづらく、観光バスで立ち寄れるような場所ではない。
- ・ サインの整備をすればインクラインからの誘導はできるが、バリアフリーが弱い。
- ・ 情報発信して良い観光コースとできるかが大きな課題。

#### ⑤ 疏水通船事業に係る課題

- ・ 疏水通船事業の利用客の待合機能が必要だからといって、ポンプ室を活用することを急ぐ必要はない。改修を間に合わせるべきというわけではない。

#### ⑥ エリア全体の整備に係る課題

- ・ 周辺のインクラインからのアプローチをどう繋げていくかということが重要。
- ・ 周辺整備については岡崎とどうつなぐかということが重要な課題。

#### (5)今後の検討プロセス・スケジュールについて

- ・ 今後のプロセス自体も議論した方が良い。
- ・ 活用のスケジュール感と重要文化財指定のスケジュールとは、かなりスパンが違ふ。それをどう整合させていくかが検討課題である。



## 保存・活用の方向性と今後の対応(案)

## 1. 保存・活用の方向性

## (1)「保存」に係る方向性

- 旧御所水道ポンプ室は文化財としての価値が極めて高く、丁寧な保存への配慮が必要である。建造物の重要性に鑑みて、重要文化財への指定を目指していくべきである。指定へのプロセスとして、登録文化財への登録も検討すべきである。
- 今後、旧御所水道ポンプ室の文化財的価値について、全体や詳細部分にわたって価値付けするための調査・検討を更に踏み込んで行うべきである。
- 保存に当たっては、単に建物のみを残すのではなく、旧御所水道ポンプ室が果たしてきた役割を示すため、その機能を構成するポンプ設備や地下室等も、可能な限り残すべきである。

## (2)「活用」に係る方向性

- 京都の近代化の礎となった琵琶湖疏水の価値は、明治150年に当たり、京都市民に再認識されようとしている。琵琶湖疏水の魅力を更に高めるため、これまで非公開としてきた旧御所水道ポンプ室の活用の方策を検討すべきである。
- ただし、活用は、京都市民共有の財産である旧御所水道ポンプ室の高い価値を大切に保存し、重要文化財指定の価値を損なわないという前提で、慎重に検討を行うべきである。
- 将来的には、琵琶湖疏水や水道事業の展示機能を設置するほか、周辺敷地や蹴上地域との一体的な活用を検討すべきである。また、京都ならではの催しや季節ごとの景観などによって、ポンプ室に何度も訪れたいくなるような活用を目指すべきである。

## (3)「改修」に係る方向性

- 保存修復に当たっては、極めて高度な水準が要求されることが明確である。全国の最も優れた保存修復の事例となるべく、文化庁などの文化財保護の行政機関と協議しながら、慎重に取り組むべきである。
- 現状では建造物の耐震性は確保されていないが、この建造物の価値を、150年先の未来に継承していくために、修理委員会などを通じて、最も適切な改修方法を時間を掛けて検討するべきである。
- 一方で、経年劣化等が進み対策が必要な箇所もあり、そのような部分については優先的に補修等の対応を行うことも検討すべきである。

## 2. 今後の対応(案)と想定プロセス

### (1)旧御所水道ポンプ室の「保存」に係る取組

- 早急に対応が必要な箇所の補修・修繕の検討（木製建具 等）
- 文化財的価値の詳細調査・検討
- 文化財指定・登録に向けた手続（関係機関との協議 等）

### (2)旧御所水道ポンプ室の「活用」に向けた取組

#### ① 建造物の「活用」に向けた取組

- 旧御所水道ポンプ室の活用方策の検討
- 運営事業者の選定
- 活用のための整備（建物内部の改装工事，設備整備，展示工事 等）

#### ② 水道施設の再編

- 既存施設の廃止による活用可能スペースの創出
- 視認性の向上

#### ③ 疏水通船事業における当面の活用

- 旧御所水道ポンプ室の外観の美装・軽微な補修
- 安全性の確保
- 活用可能スペースにおける付帯施設の整備

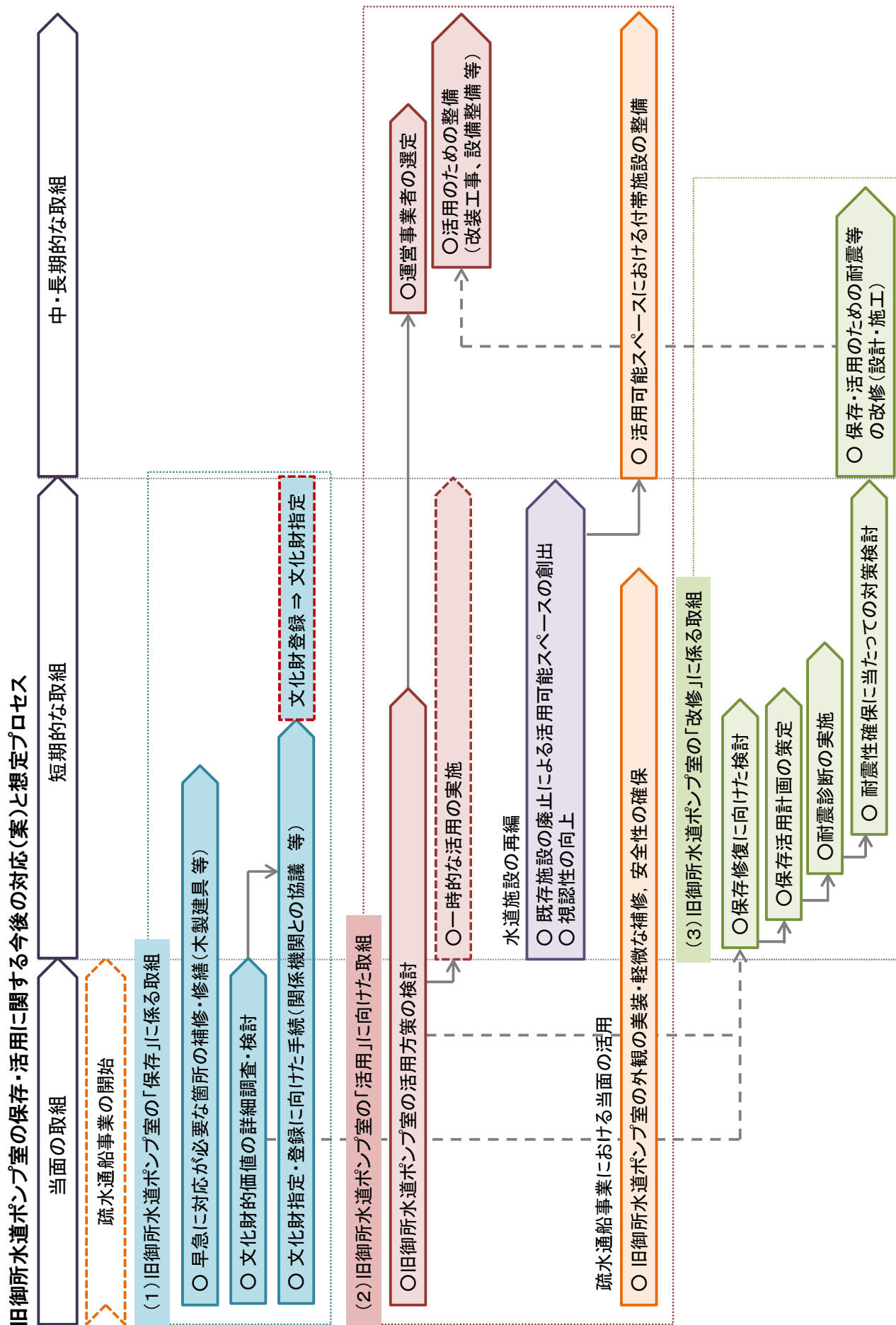
### (3)旧御所水道ポンプ室の「改修」に係る取組

- 保存修復に向けた検討（文化財保存の公的機関との協議 等）
- 保存活用計画の策定
- 耐震診断の実施
  - \* 必要耐震性能の設定 ⇒ 構造調査 ⇒ 構造解析 ⇒ 耐震性の判定
  - ※「旧九条山浄水場ポンプ室 耐震調査委託」（平成 29 年 3 月）において上部構造については，耐震性の調査済み
- 耐震性確保に当たっての対策の検討
  - \* 耐震補強＋耐震補強以外の対策
- 保存・活用のための耐震等の改修（設計・施工）

### (4)その他

- 資金確保の手法の検討







## 基本構想(案) 骨子

### 1. 旧御所水道ポンプ室について

#### (1)旧御所水道ポンプ室の建物概要

- ・ 旧御所水道ポンプ室の建造物の建築的な特徴等について記載する。

#### (2)沿革

- ・ 旧御所水道ポンプ室の皇室との関係、京都の近代化・上下水道事業の歴史における重要性等を記載する。

#### (3)現状整理

- ・ 旧御所水道ポンプ室の耐震診断結果や、建物外観・内装・建具等の現状（劣化状況等）、施設周辺の水道関連施設の配置状況、蹴上エリア周辺における資源の立地状況等を記載する。

### 2. 旧御所水道ポンプ室の価値について

#### (1)建造物の文化財的価値

- ・ 建造物としての美しさ、片山東熊の設計、宮内庁営繕の施工の精密さを伝えるものであることの重要性、明治時代の建築としての保存状態の良さ等について説明する。

#### (2)京都・日本の近代化における歴史的価値

- ・ 京都・日本の近代化、京都市の上下水道事業の中での位置づけ、皇室との関係における重要性について説明する。

#### (3)蹴上エリアにおける価値づけ

- ・ 琵琶湖疏水関連遺産群、蹴上発電所、南禅寺水路閣等の煉瓦建造物群のエリア全体としての価値、その構成要素であることの位置づけについて説明する。

### 3. 保存・活用に当たっての基本的な考え方

#### (1)「保存」に係る方向性

- ・ 文化財的価値が極めて高く、重要文化財への指定を目指すこと、指定へのプロセスとして登録有形文化財への登録を行うこと、今後文化財的価値について価値付けするための調査・検討を更に行うこと、保存に当たってその機能を構成するポンプ設備や地下室等も可能な限り残すこと、を記載する。

## **(2)「活用」に係る方向性**

- ・ これまで非公開としてきた旧御所水道ポンプ室の活用の方策を検討すること，活用は建造物の価値を損なわないという前提で慎重に検討を行うこと，将来的には琵琶湖疏水や水道事業の展示機能を設置し周辺敷地や蹴上地域との一体的な活用を検討すること，を記載する。

## **(3)「改修」に係る方向性**

- ・ 保存修復に当たっては全国の最も優れた保存修復の事例となるべく慎重に取り組むこと，建造物の価値を未来に継承していくため最も適切な改修方法を時間を掛けて検討すること，経年劣化等が進み対策が必要な個所は優先的に補修等の対応を行うことを検討すること，を記載する。

# **4. 保存・活用に向けた今後の対応**

## **(1)保存・活用に向けた今後の対応**

- ・ 旧御所水道ポンプ室の「保存」と「活用」に向けた取組と，それらの具体的な手段の一つである「改修」に係る取組について，今後実施していくべき事項を整理し記載する。

## **(2)想定される取組の流れ(プロセス・ロードマップ)**

- ・ 上記の「(1) 保存・活用に向けた今後の対応」の各取組内容について，実施の順序や関係性，実施時期等を整理し，旧御所水道ポンプ室の保存・活用の当面～中長期的なロードマップを記載する。

## **(3)取組に当たっての課題**

- ・ 上記の「(1) 保存・活用に向けた今後の対応」を実施するべくロードマップに従って取り組んでいくに当たり，現時点で課題となる事項について記載する。

# 蹴上エリアの回遊性向上の取組について

資料 6

各施設等への年間来訪者数と各エリアにおける来訪者の動線

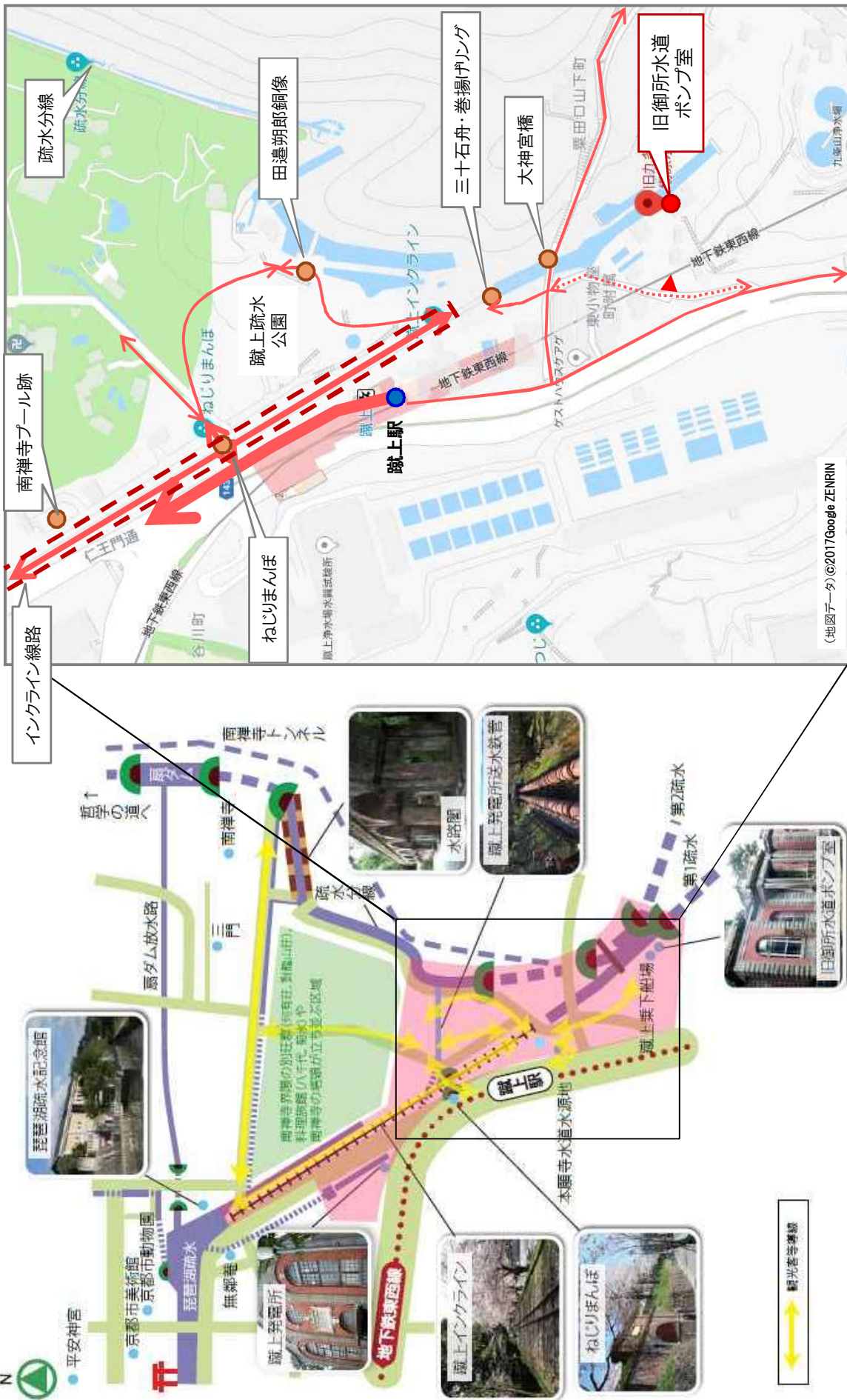
- 岡崎・蹴上周辺への来訪者は、推計で年間1,000万人以上
- 旧御所水道ポンプ室は、蹴上駅から南へ斜面を登った場所にあり、岡崎・蹴上周辺の主な回遊動線から外れた位置に立地





# 蹴上エリア内における産業遺産等の立地状況

- 蹴上エリア内には、旧御所水道ポンプ室を含む琵琶湖疏水関連の産業遺産や社寺等の資源が多数存在
- エリア内の産業遺産群の中でも、旧御所水道ポンプ室は、遺産群から離れて立地しており、回遊動線から外れている



# 案内・誘導用サインの設置について

## 1 サイン設置の方針

### ① 北側の岡崎エリア・南禅寺エリアからの来訪者動線の取込み

- 蹴上エリアと近接する岡崎エリア、南禅寺エリアは、京都有数の観光地であり、それらのエリアから本エリアへ移動する来訪者に対して、来訪者の回遊性を高め、旧御所水道ポンプ室を含めた本エリア内にある資源へ誘導する。

### ② 蹴上エリア内での歩行者動線の明確化

- 蹴上エリア内を散策する来訪者が、本エリア内の各資源間を歩くに当たり、方向や距離、徒歩での所要時間等が把握できる、分かりやすい道標となるサインを設置し、見に行きたいと思う本エリア内の各資源に効率よく到着することができ、また、当初見ることを用意していなかった資源の存在も知ることができて次の目標設定ができるような、歩行者動線を想定する。

### ③ 市営地下鉄・蹴上駅からの来訪者動線の取込み

- 蹴上エリア外からの人の流れとして、市営地下鉄・蹴上駅(1番出口)からの流れがあるが、主な流れは駅出口から出た後、北上して岡崎方面に向かうものとなる。そのことを前提に、駅出口付近から本エリア内に来訪者を誘導するような動線を想定する。

## 2 設置箇所における考え方

- 主に歩行者の回遊性を向上させるため、誘導動線上における既設サインの設置箇所を確認し、重複した設置は避けつつえで、なおもサインが不足している箇所について、目的地への分岐点等を中心に設置する。

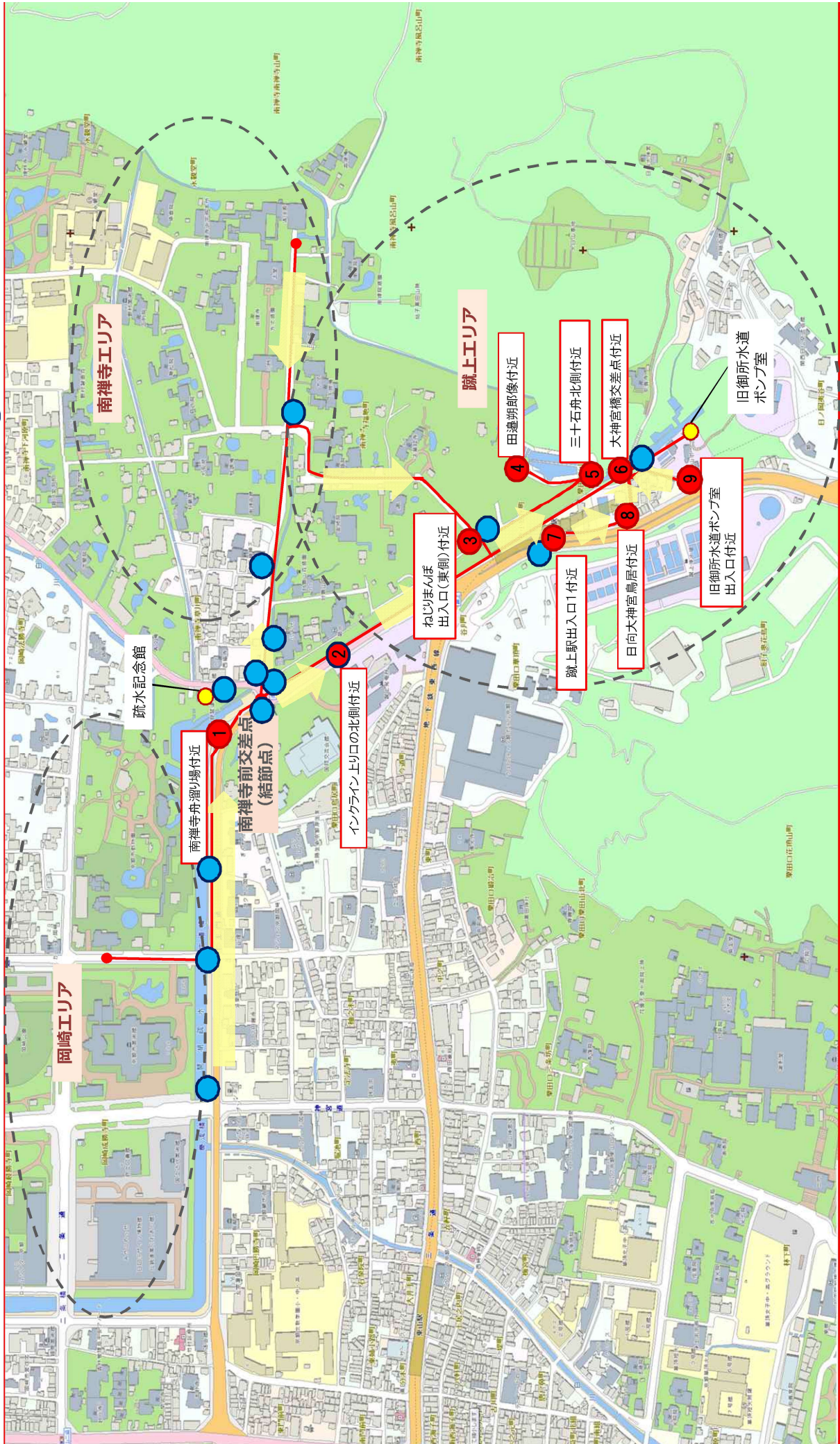
## 3 設置予定時期

- 平成30年3月(琵琶湖疏水通航事業本格運航開始までに設置)



# サイン設置予定箇所

※ ●：サイン設置予定箇所、●：既設サイン、赤線：主な誘導動線





## 琵琶湖疏水の歴史について

※下線部は、旧御所水道ポンプ室に関わる経過

| 年 月         | 項 目                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------|
| 明治 14 年 1 月 | 北垣国道京都府知事に着任                                         |
| 16 年 7 月    | 田邊朔郎琵琶湖疏水工事の担当に着任                                    |
| 18 年 1 月    | 琵琶湖疏水（第 1 疏水大津～鴨川及び疏水分線）起業許可（内務卿）                    |
| 6 月         | 琵琶湖疏水（第 1 疏水大津～鴨川及び疏水分線）起工式を挙行                       |
| 22 年 4 月    | 市制施行により京都市が誕生（市制特例）                                  |
| 23 年 3 月    | 琵琶湖疏水（第 1 疏水大津～鴨川及び疏水分線）完成                           |
| 4 月         | 琵琶湖疏水竣工式を挙行                                          |
| 9 月         | 京都市有疏水運河使用条例制定                                       |
| 24 年 5 月    | 蹴上発電所完成（第 1 期）                                       |
| 25 年 1 月    | 鴨川運河着工                                               |
| 27 年 9 月    | 鴨川運河完成                                               |
| 28 年 2 月    | 京都電気鉄道(株) 伏見線開通                                      |
| 39 年 4 月    | 第 2 疏水開削許可（京都府、滋賀県両知事の連署）                            |
| 41 年 10 月   | 京都市三大事業起工式を挙行<br>（第 2 琵琶湖疏水の建設、上水道の建設、道路拡築及び電気軌道の敷設） |
| 42 年 5 月    | 蹴上浄水場（水道創設事業）建設に着手                                   |
| 43 年 6 月    | <u>御所水道の建設工事に着手</u>                                  |
| 45 年 2 月    | 第 2 期蹴上発電所完成                                         |
| 3 月         | 第 2 疏水完成                                             |
|             | 蹴上浄水場完成（同年 4 月給水開始）                                  |
| 5 月         | <u>御所水道の建設工事が完成し、落成式を挙行</u>                          |
| 6 月         | 京都市営電車営業開始（三大事業竣工式）                                  |
| 大正 3 年 3 月  | 夷川発電所完成                                              |
| 5 月         | 伏見（墨染）発電所完成                                          |
| 昭和 23 年 1 月 | 蹴上インクライン運転休止                                         |
| 24 年 5 月    | <u>九条山浄水場の運転開始</u>                                   |
| 26 年 9 月    | 疏水船運の休止                                              |
| 47 年 3 月    | 「哲学の道」開通式                                            |
| 52 年 5 月    | 蹴上インクラインの復元（形態保存）完了                                  |
| 58 年 7 月    | 南禅寺水路閣及び蹴上インクラインが京都市の史跡に指定                           |
| 平成 元年 8 月   | 琵琶湖疏水記念館開館                                           |
| 2 年 4 月     | 琵琶湖疏水竣工 100 周年記念式を挙行                                 |
| 4 年 2 月     | <u>御所水道ポンプ室からの疏水の水の取水を停止</u>                         |
| 8 年 6 月     | 第 1 疏水関連施設の 12 箇所が国の史跡に指定                            |
| 18 年 2 月    | 琵琶湖疏水が疏水百選に認定（農林水産省）                                 |
| 19 年 1 月    | 琵琶湖疏水が近代化産業遺産として認定（経済産業省）                            |
| 26 年 1 月    | 琵琶湖疏水船下り実行委員会を設置（試行事業の実施）                            |
| 27 年 10 月   | 岡崎一帯が「京都岡崎の文化的景観」として、国の重要文化的景観に選定                    |
| 29 年 9 月    | 琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会を設立                                    |
| 29 年 10 月   | <u>旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置</u>                       |
| 30 年 3 月    | 「琵琶湖疏水通船」本格実施                                        |